

定 款

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、特定非営利活動法人 みろく山の会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を神奈川県横浜市に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、中高年者に対して健全な登山及びハイキングに関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第4号「文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動」を行う。

(事 業)

第 5 条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 登山・ハイキングに関する知識・技術の向上を図るための活動
- ② 情報誌「みろく」の発行
- ③ 登山・ハイキングの条件整備、自然保護等の活動
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(2) その他の事業

- ① 山行中の事故に係る共済事業

第三章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員は、次の通りとし、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 本会の趣旨に賛同する個人

(入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出してその承認を受け、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費の納入)

第 8 条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 会費納入期限より3ヶ月経過時点で未納のとき

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような行為があったとき

第四章 役員等

(役員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以下
- (2) 監事 2人

2. 理事のうち、1人を理事長、2人を専務理事とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により選出する。

3. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長不在の場合は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第 15 条 役員任期は1年とする。但し再任をさまたげない。

2. 欠員補充又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問)

第 18 条 本会に、役員とは別に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第五章 総 会

(種 別)

- 第 19 条 本会の最高決議機関として、総会を置く。
2. 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
 3. 総会は、会員全員をもって構成する。

(総会の開催)

- 第 20 条 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 会員総数の4分の1以上から、会議の目的事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

- 第 21 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

- 第 22 条 総会の議長は、総会において出席した会員のうちから選出する。

(総会の議決事項)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) 役員を選任等に関する事項
 - (7) 入会金及び会費に関する事項
 - (8) 長期借入金に関する事項
 - (9) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の定足数等)

- 第 24 条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、議決することができない。
2. 総会に出席できない会員が、あらかじめ議長への委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。
 3. 出席した会員は、それぞれ1個の表決権を有する。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 4. 総会の議事は、定款に定めがある場合のほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(議 事 録)

- 第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、これに

署名押印しなければならない。

第六章 理事会

(理事会)

第 26 条 本会は、理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって構成し、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 27 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、請求の日より 14 日以内に理事会を開催しなければならない。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 30 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議決することができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、これに署名しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 33 条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会において議決する。

2. 会計簿は、正規の簿記の原則に従って、正しく記帳するものとする。

(会計の区分)

第 35 条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 38 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後の3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 40 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない場合に限る)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 41 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第 42 条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、本会ホームページに掲載して行う。

第十章 雑 則

(細 則)
第 44 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 付 則
1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
 2. この定款は、2003年9月29日より改定施行する。
 3. この定款は、2007年5月28日より改定施行する。
 4. この定款は、2015年5月31日より改定施行する。
 5. この定款は、2018年5月27日より改定施行する。

